

安曇野市交通安全推進協議会 会議概要

- 1 審 議 会 名 令和7年度 第1回安曇野市交通安全推進協議会
- 2 日 時 令和7年9月25日（木）午後1時30分から午後2時30分まで
- 3 会 場 豊科交流学習センター「きぼう」2階 多目的交流ホール
- 4 出 席 者 太田委員、細川委員、嶋田委員、石曾根委員、小笠原委員、伊藤委員、桑原委員、
鎌崎委員、青柳委員、柄澤委員、矢花委員、都竹委員、秋山委員、樋口委員、
宮下委員、村上委員、小田様（長野県国道事務所松本国道出張所近田委員代理）、
欠 席 者 三枝委員、浅田委員、中村委員、山口委員、林委員
- 5 市側出席者 赤沼市民生活部長、穂福祉部長、横山都市建設部長、洞教育部長
（以上4部長は委員、以下事務局員）
佐々木（智）建設整備課長、大澤維持管理課長、中澤高齢者介護課長、
佐々木（真）こども園幼稚園課長、上條学校教育課長、
會田学校教育課長補佐兼学校教育担当係長、矢野学校教育課学校教育担当主任
児玉地域づくり課長、矢口地域づくり課副参事兼生活安全係長、
鈴木地域づくり課生活安全係主事
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 1人 記者 1人
- 8 会議概要作成年月日 令和7年10月9日

協 議 事 項 等

I 会議次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 交通安全講話
「令和6・7年度中の安曇野市内の交通事故等の状況について」
（安曇野警察署 村上交通課長）
- 5 会議事項
 - （1） 安曇野市交通安全推進協議会の組織体制と交通安全運動推進計画について
 - （2） 安曇野市通学路交通安全プログラムについて
 - （3） 市内におけるヘルメット着用率と今後の対策について
- 6 連絡事項
 - （1） 安曇野市交通安全計画について
 - （2） 令和7年度 第1回通学路交通安全部会の開催について
- 7 閉 会

II 会議事項等概要

会議事項

- （1） 安曇野市交通安全推進協議会の組織体制と交通安全運動推進計画について

（事務局 地域づくり課から説明）

【太田会長】

質問や意見等はないか。（質疑等なし）

(2) 安曇野市通学路交通安全プログラムについて

(事務局 地域づくり課から 一括説明)

【太田会長】

質問や意見等はないか。(質疑等なし)

(3) 市内におけるヘルメット着用率と今後の対策について

(事務局 地域づくり課から 一括説明)

【太田会長】

質問や意見等ないか。(質疑等なし)

自転車の安全利用について、令和8年度4月1日から交通反則通告制度が導入される。

村上委員より取り締まりの基準を説明していただきたい。

【村上委員】

自転車の交通反則通告制度について簡単に説明します。

交通反則通告制度とは、軽微な交通違反に対して反則金を納めることで、刑事手続きを経ずに処理できる制度です。

現在は制度が適用されておらず、すべての違反が刑事手続きの対象となるため、起訴されると前科がつくこととなります。

制度が導入(令和8年4月1日開始)されると、悪質な違反は引き続き刑事手続きで処理され前科がつく一方、軽微な違反は反則金の納付により処理が終了し、前科はつきません。

【太田会長】

質問や意見等はないか。(質疑等なし)

連絡事項

(1) 安曇野市交通安全計画について

【事務局 地域づくり課】

安曇野市では、県計画に基づき「交通安全計画」を策定してきましたが、法改正により市の計画作成について、努力義務規定からできる規定に変更になりました。

この法改正により、計画の策定について検討し、県計画と重複するところの多い市計画については、令和9年度以降は策定を行わない方針です。

今後は、単年度計画である「交通安全運動推進計画」に重点を置くとともに、交通安全計画を盛り込むことで実効的な施策を進めます。

次回3月の第2回協議会では、交通安全計画の目標と各施策を運動推進計画に統合した案をお示しし、ご意見を伺いたいと思います。

【細川副会長】

質問や意見等はないか。(質疑等なし)

(2) 令和7年度 第1回通学路交通安全部会の開催について

(事務局 学校教育課より説明)

以上